



## 「第二次徳島県犯罪被害者等支援推進計画（案）」について 県民の皆さんのご意見を募集します。

本県では、徳島県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本方針を定めるとともに具体的な施策を体系的に整理し、支援施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「第二次徳島県犯罪被害者等支援推進計画」の策定を進めているところです。

このたび、徳島県としての計画の「原案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

### 1 ご意見の募集期間

令和7年12月19日（金）～令和8年1月19日（月）（必着）

### 2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

[https://www.pref.tokushima.lg.jp/public\\_comment/](https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/)



②郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④持参の場合

徳島県庁1階 生活環境部県民ふれあい課まで

※受付時間について（土・日・祝日・年末年始を除く）

【令和7年12月26日（金）まで】

午前8時30分から午後6時15分まで

【令和8年1月5日（月）から】

午前9時00分から午後5時00分まで

### 3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 生活環境部 消費者政策課 くらし安全担当

電話：088-621-2287 FAX：088-621-2979

メールアドレス：[shohishaseisakuka@pref.tokushima.lg.jp](mailto:shohishaseisakuka@pref.tokushima.lg.jp)

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広聴担当

電話：088-621-2095 FAX：088-621-2862

メールアドレス：[kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp](mailto:kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp)

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 行

（パブリックコメント）



## Q1 「第二次徳島県犯罪被害者等支援推進計画」ってどんな計画？

この計画は、徳島県犯罪被害者等支援条例第9条に基づき策定するものです。

同条例第3条の基本理念に基づき、誰もが安心して暮らすことができる社会を実現するために、次のとおり犯罪被害者等支援に関する基本方針を定めるとともに、具体的な施策を体系的に整理し、支援施策を総合的かつ計画的に推進するための計画となります。

計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間としています。

(基本方針)

1. 支援体制の整備・充実
2. 損害回復・経済的支援等への取組
3. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
4. 県民等の理解の増進と配慮・協力の確保への取組



## Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

「第二次徳島県犯罪被害者等支援推進計画（案）」において、修正案や新たに記述することが必要と思われる事項など、ご意見、ご提案をお寄せください。

( → 別添資料を参照してください。 )



## Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。